

## 文献調査結果から抽出された内容と飼養管理基準との関係

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号。以下「飼養管理基準」という。）において犬猫以外にも適用される規定について、今回の文献調査において爬虫類に関しより具体的な内容の記載があった項目は下記のとおり。

なお、飼養管理基準のうち、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項のみ抽出している。

### （1）飼養施設の管理

#### （2）飼養施設に備える設備の構造、規模等

##### ①ケージ等の構造及び規模

○爬虫類のケージ等（引用：1.b.飼育施設のサイズ）

- ・クサガメ(P7)、ケヅメリクガメ(P9)、ヒョウモントカゲモドキ(P11)、ボールパイソン(P14)、ヘビ(P33)、トカゲ(P33)、カメ(P33)、陸生ヘビ(P33)、樹上性ヘビ(P33)、登る種(P23)、爬虫類全般(P23)のケージ等の規模又は構造

##### ②ケージ等の安全に関わる構造及び材質

○爬虫類のケージ等の安全に関わる構造及び材質（引用：1.a.飼育施設の形状・構造、1.d.屋外施設、1.g.飼育施設の材質、1.h.床材、敷材）

- ・クサガメ(P7)、ケヅメリクガメ(P9)、ヒョウモントカゲモドキ(P11)、ボールパイソン(P14、P15)のケージ材質
- ・ケヅメリクガメ(P9)の捕食者からの保護

##### ③ケージ等の衛生状態の維持及び管理に関わる構造及び材質

○爬虫類のケージ等の床の衛生状態の維持及び管理に関わる構造及び材質(引用：1.h.床材、敷材)

- ・クサガメ(P7)、ケヅメリクガメ(P9)、ヒョウモントカゲモドキ(P11)、ボールパイソン(P15)、爬虫類全般(P20、P23)のケージ等の床材・敷材

##### ④逸走を防止できる構造及び強度

○爬虫類の逸走防止措置（1.k.飼養施設の管理、逸走防止）

- ・爬虫類全般の逸走防止措置(P24,34)

### （3）飼養施設に備える設備の管理

#### ①ケージ等の生態及び習性並びに飼養期間に応じた設備

○爬虫類の飼養施設に備える設備

- ・クサガメ(P7)、ケヅメリクガメ(P9)、ボールパイソン(P14,P15)、ヘビ(P19)、完全陸棲カ

メ(P19)、半水棲カメ(P19)、水棲カメ(P19)、水棲・半水棲種(P19,P34)の水場・陸場(1.a.飼養施設の形状・構造、1.c.その他設備、1.i.水場・陸場)

- ・ヒョウモントカゲモドキ(P11)の水入れ(1.c.その他設備)
- ・クサガメ(P7)、ケヅメリクガメ(P9)、ヒョウモントカゲモドキ(P11,P34)、ボールパイソン(P14)、シェルター(隠れ場所)を必要とする爬虫類(P20)のシェルター(1.e.隠れ場所)
- ・ボールパイソン(P14)、半樹上性ヘビ(P19)、樹上性種(P24)の止まり木(1.a.飼養施設の形状・設備、1.c.その他設備)
- ・ケヅメリクガメ(P9)、穴を掘るトカゲ(P20)の掘れる床材(1.d.屋外飼育、1.h.床材、敷材)
- ・日光浴するトカゲ(P19)のホットスポット(1.a.飼養施設の形状・設備)
- ・半地中性ヘビ(P19)のもぐれる場所(1.a.飼養施設の形状・設備)

## ②ケージ等の清掃

○爬虫類のケージ等の清掃(1.j.衛生管理)

- ・クサガメ(P7)、ケヅメリクガメ(P9)、ヒョウモントカゲモドキ(P11)、ボールパイソン(P15)の水交換
- ・ヒョウモントカゲモドキ(P11)、ボールパイソン(P15)、爬虫類全般(P23)の清掃
- ・ケヅメリクガメ(P9)、ヒョウモントカゲモドキ(P11)、爬虫類全般(P33)の床材交換

## ③ケージ等の施設設備

○爬虫類の逸走防止措置(1.k.飼養施設の管理、逸走防止)

- ・爬虫類全般の逸走防止措置(P34)